

# 令和5年度 第2期 認知症対応型サービス事業開設者研修 (オンライン研修) 実施要領

## 1 目的

北九州市内の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけることを目的とする。

## 2 実施機関 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所

## 3 研修概要

### (1) 期 日

- ・講義 令和5年12月7日(木)
- ・実習 講義終了後の翌日より10日以内の1日(自施設での現場体験)  
介護者としてではなく実習者として過ごしてください(通常の業務を現場体験とすることはできません)。  
現場体験は、事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービスの質の確保等について理解することを目的とします。

### (2) 場 所

- ・講義 原則として各受講者が所属する職場内の受講環境が整った場所
- ・実習 自法人内の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所  
自法人内に該当する事業所がない場合は、申込の際にご相談ください。

### (3) 研修対象者

北九州市内の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者になることが予定されている者。

なお、次のア～ウの研修を修了している者は、必要とされる研修を修了しているものとみなすこととしており、必ずしも本研修を受講することを要しない。

#### ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 【平成17年度実施分】

都道府県及び指定都市において、「認知症介護研修等事業の実施について」(平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局通知。以下「17年局長通知」という。)及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「17年課長通知」という。)に基づき実施されたものをいう。

#### イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「12年局長通知」という。)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「12年課長通知」という。)に基づき実施されたものをいう。

ウ 認知症介護指導者養成研修【平成 17 年度以前のもの】

都道府県及び指定都市において、12 年局長通知及び 12 年課長通知並びに 17 年局長通知及び 17 年課長通知に基づき実施されたものをいう。

(4) 募集人員 30 人

(5) 受講料 8,000 円（資料代を含む）

※オンライン講義の受講環境の確保は、受講料に含まれておりません。  
受講者の負担となります。

(6) 研修方法および内容

研修はオンライン（Zoom）研修で行います。

受講の際は、パソコン、Zoom ソフト、安定したインターネット回線、Web カメラ・マイクを準備してください。

※詳しくは、北九州市社会福祉研修所ホームページの「オンライン（Zoom）研修を受講するにあたっての注意事項」を参考にしてください。

※講師等の都合により研修プログラムを変更する場合があります。ご了承ください。

	時間	形式	プログラム
12 月 7 日 (木)	8:00~8:30	—	受付
	8:30~8:55	—	開講式・オリエンテーション
	9:00~10:00	講義	地域密着型サービスの指定基準
	10:10~11:40	講義	認知症高齢者の基本的理解
	12:40~13:40	講義	家族の理解・高齢者との関係の理解
	13:50~15:20	講義	認知症高齢者ケアのあり方
	15:30~17:00	講義	地域密着型サービスの取組み
	17:10~17:40	—	実習に際しての心得
	17:50~18:05	—	研修のふりかえりの記入及び提出
※注	9:00~17:00 の間の 6 時間	実習	体験実習

※注 講義終了後の翌日より 10 日以内の 1 日（現場体験）

4 受講手続き

(1) 提出書類

認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書

(2) 提出方法

研修受講希望者が所属する介護保険施設・事業所等の長を通じて受講申込書を提出してください。提出は郵送又は持参とし、FAX での申込みは不可とします。

(3) 提出先

社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所  
〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号 ウェルとばた 8 階

※提出書類の記入にあたっては必ず『油性ボールペン』を使用してください。『鉛筆』や『消せるボールペン』で記入された書類は受付不可となりますのでご注意ください。

5 申込期限 令和5年11月6日(月)17:00 必着

## 6 受講者の決定等

### (1) 受講者の決定

受講申込期限後、提出された受講申込書等を確認の上、申込施設・事業所に対して、受講可・不可についての結果を通知します。申込多数の場合は、開設者への就任に係る特別推薦等を考慮して受講者を決定します。

### (2) 受講料の納付

受講料は、受講決定通知に同封する納付書で、指定する期日までに納付してください。原則として、一旦納付された受講料は、災害や悪天候、あるいは感染症対策等の理由で研修を中止した場合を除き、返金しません。

### (3) 本人確認の書類の提出

受講決定後に本人確認の資料として、北九州市社会福祉研修所へ身分証コピーの提出をお願いします。

・いずれか1点で確認(顔写真付き):

運転免許証、個人番号カード、介護支援専門員証、特別永住者証明書、在留カード等

・いずれか2点で確認:健康保険証、年金手帳、社員証、診察券等

### (4) メールアドレスの登録

オンライン研修のURL等を受け取るためにメールアドレスの登録が必要となりますが、詳細については、受講決定後に連絡をします。

## 7 修了証書の交付

全研修プログラム修了後に提出していただいた実習記録用紙とレポート(A4用紙5枚程度)の内容を確認した上で、修了証書を郵送にて交付します。

なお、以下の場合、修了証書を交付することができませんのでご注意ください。

- ・届出なく受講者が代わったなど、受講者としての資質に著しく欠けると判断される場合
- ・理由の如何を問わず15分以上の離席等による不履修プログラムがある場合
- ・実習記録用紙及びレポートの提出が確認できない場合
- ・受講料の納入が確認できない場合

## 8 その他

研修実施要領及び受講申込書等は、北九州市福祉事業団北九州市社会福祉研修所のホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <https://kitaq-sfk.jp>

※「受講申込書」の記入例、「オンライン(Zoom)研修を受講するにあたっての注意事項」をホームページでご案内しています。

自然災害等やむを得ない事態が発生した場合、研修の中止や延期等を行うことがあります。その場合も、北九州市福祉事業団北九州市社会福祉研修所のホームページでお知らせしますのでご確認ください。

## 9 問い合わせ先

- ・受講申込みに関すること 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 北九州市社会福祉研修所  
TEL: 093-873-7655 FAX: 093-873-7656
- ・受講者決定に関すること 北九州市保健福祉局 地域福祉部 介護保険課  
TEL: 093-582-2771 FAX: 093-582-5033